



全ての人を支え合い、安心して働き暮らせるコミュニティの実現

SENZOKU vol.27

洗足

ヨハネによる福音書13章
「イエス弟子の足を洗う」



日本聖書協会発行「アートバイブル」より

13章 8節：ペトロが、「わたしの足など、決して洗わないでください」と言うと、イエスは、「もしわたしがあなたを洗わないなら、あなたはわたしと何のかかわりもないことになる」と答えられた。



高齢者グループホームわらしべ

CONTENTS

1. 巻頭言 P.1
2. 金附洋一郎さんを偲ぶ会
お礼とご報告 P.1
3. 特集01
「全人的存在として
生かされる」
成年後見制度の活用を通じて、
将来へ向き合う
▶はじめに P.2
▶インタビュー P.2～P.3
▶家族後見人の立場から
P.4～P.5
▶結び P.5
4. 常務のぼ・や・き P.6
5. 牧師メッセージ P.7

社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団

〒654-0142 兵庫県神戸市須磨区友が丘1-1 TEL:078-792-7555 FAX:078-795-4511

<http://www.kobeseirei.or.jp>

追悼に感謝を添えて



社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団 理事長 **水野 雄二**

コロナ禍の2020年、神戸聖隷福祉事業団は法人にとって多大な貢献をされた先人を続けて天に送ることになりました。

2020年5月16日に、第2代理事長を長く務めてくださった金附洋一郎さんが天に召されていきました。金附さんは西神戸教会で法人の前史を刻んでいた頃からのリーダーであり、後に自ら法人職員として、

また理事長として社会福祉の frontline に立って奮闘されました。

また、10月15日に天に召された長谷川力^{つとむ}さんは、金附洋一郎さんの前任者として神戸聖隷福祉事業団の初代理事長を務めてくださり、当法人の創成期を支えてくださいました。長谷川さんは、浜松の聖隷福祉事業団の理事長としても活躍され、神戸聖隷が長谷川保^{たもつ}さんの感化を受けて産声をあげてからも事あるたびに浜松から駆け付け、ご指導くださり、当法人の今日の基礎を築いてくださいました。

神戸聖隷福祉事業団45年の歴史の内、法人認可後38年の約半分をこのお二人が理事長として導かれたこととなります。お二人に共通すること、それは「隣人を愛せよ」というイエスの言葉の実践であったでしょう。時代が移り、役員や職員が変わり、また施設や事業が変容するとしても、このお二人が据えられた神戸聖隷の歴史を貫く理念や福祉の基本姿勢は不変です。お二人の先人を追悼し、改めて感謝と敬意を表します。



金附 洋一郎 氏



長谷川 力 氏



金附 洋一郎さんを偲ぶ会

御礼とご報告

法人本部 事務長 **村山 盛光**

2020年11月7日、去る2020年5月16日に逝去された、神戸聖隷福祉事業団第2代理事長で当時顧問であった金附洋一郎さんを偲ぶ会が、舞子ビラ神戸で開催されました。コロナ禍ということで、告别式がご親族のみで行われたこともあり、お見送りが叶わなかった金附顧問とご縁のあった方々163名にご参集いただきました。兵庫県社会福祉法人経営者協議会 会長谷村誠様(代読)、NPO法人にじのかけ橋 理事長武田純子様をはじめご代表からのお言葉、そしてありし日の顧問のスライドを拝見させていただき、その功績とお人柄に触れる豊かな時を持つことができました。そして、我々職員にとっては、顧問ご自身が身をもって示された愛と奉仕の実践をしっかり受け継ぐことを決意した時でもありました。開催にあたってご支援賜りました多くの皆様に心よりお礼を申し上げます。

成年後見制度の活用を通じて、将来へ向き合う

成年後見制度活用推進委員
ワークセンターひょうご 支援課長 岩本 康則



神戸聖隷福祉事業団は、「利用者が生涯を通して全人的存在として生かされるように支援者としての役割を担います」という行動規範のもと、児童から高齢まで様々なライフステージの方々を日々サポートさせていただいています。

私たちが45年以上利用者支援をさせていただく中、多くの方々が中高齢期を迎えられ、利用者が高齢になった家族の2人で暮らしているケースが多くあります。また、家族がこれまでどおりの支援ができなくなることに備え、支援者としてご利用者の日常生活の支援や金銭管理などをどうしていくべきか考える機会が増えてきました。

増えてきました。

そのような中、私たちは支援者として、利用者や家族が抱えている生活上の不安を解決する手段の一つとして成年後見制度の活用があると考え、ここ10数年の間、法人をあげて、利用者や家族にこの制度に関する情報提供と制度利用へのお手伝いを行ってきました。

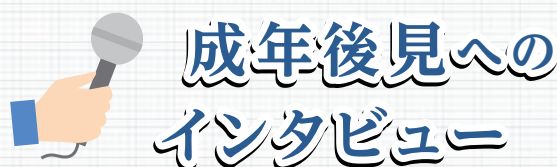
今回は、この中高齢期のご利用者の支援に焦点をあて、家族やその他の支援者が、ご利用者の将来への不安に日々どう向きあい、関わっているかご紹介いたします。

まず、お一人目は、社会福祉士の手島隆善さんです。手島さんは、放課後等デイサービスで勤務しながら、NPO法人「ばあとなあ兵庫」に所属し活動されている「社会の支え手」のお一人です。

また、お二人目はご子息が当法人の入所施設に入所されている西村武男さんです。西村さんは、ご家族の立場から同じように将来の不安を感じられ、制度利用をされ、自らがご子息の後見人をされておられます。

では、お立場の違うお二人のお話をお読みください。

2020年度 成年後見制度研修



講師



手島 隆善 氏
(ばあとなあ兵庫)

聞き手



佐原 義人
(神戸市立自立センターひょうご)

成年後見人として関わるまで

佐原 ▶

成年後見人(以下、後見人という)になられたきっかけは？ また、後見人を担う上での不安は？

手島 ▶

成年後見について興味をもったのは、社会福祉士会主催の成年後見制度の講習会を受けた時で、当時、障害者支援施設で勤務していましたが、放課後等デイサービスの勤務になってからは午前中に時間ができ、後見人をやってみようと思いました。障害者支援施設で働いていたこともあり、障害者の方に対する不安はほとんどありませんでした。

佐原 ▶

成年後見制度に対して感じていることは？

手島 ▶

認知度が低いと感じています。金融機関等に行った際にも、窓口で時間がかかることが多いです。

成年後見制度の申立てから 審判までの関わり

佐原 ▶

申し立てから審判に至るまでの流れの中でどのような関わりがありますか？

手島 ▶

社会福祉士の後見人であるため、弁護士、司法書士等の後見人のように申し立て手続きの代理はできないので、申し立ての時点でできることとしては、制度の案内ぐらいです。

佐原 ▶

後見制度を利用する上で、気を付けるべき点は？

手島 ▶

成年後見人は、資格がないとできないものではなく、親族が後見人をされるのもいいのかと思います。

専門職に後見人を依頼する場合は、力量、考え方、方針が違うので、自分に合う方を探すことが重要です。一度受任すると、利用者

の方が亡くなるか、後見人が業務をできなくなるまで、基本的には続くため、慎重に選ばれる方がいいと思います。

後見人に決まってからの役割

佐原 ▶

後見人として具体的な業務は？

手島 ▶

主な業務には、認知症、知的障害、精神障害など判断能力の低下している方の適切な財産管理や、介護等の福祉サービスの利用の際や、病院に入院する際の契約を結ぶことなどがあります。

直接支援業務や医療同意というのは後見人の業務ではないです。

佐原 ▶

後見人として何人の方を担当されていますか？

手島 ▶

現在3人の方を担当しています。知的障害の方が2人と脳出血による中途障害の方が1人です。

佐原 ▶

ご本人といつ、どこで、どれぐらいの回数会い、どんな話をしますか？

手島 ▶

私の所属先では月1回の面談を義務付けています。例えば、在宅の方の場合、週1回、お小遣いを渡しに行きます。コミュニケーションが難しい方は、なかなか返事がないですが、時々「嫌」とか、一言返事が聞ける時があります。また、コミュニケーションができる方の場合、普段の生活や体調面、生活での困りごとについて聞いています。また、ご本人の意思をできるだけ引き出し、それを尊重できるようにしています。

佐原 ▶

後見人としてご本人の家族や施設職員とどのような関わりがありますか？

手島 ▶

社会福祉士の後見人に依頼がある案件は、家族関係に課題がある場合が多いように感じます。

私の場合、虐待事案や完全に縁が切れているケースのため、定期的に親族と面会することはないです。また、施設職員とは、本人の情報交換をしています。

佐原 ▶

後見人として施設職員に期待する役割は？

手島 ▶

福祉職の皆さんに支えられてご利用者の生活が成り立っていると思います。後見人にできることは限られており、直接支援しているのは福祉職の方々ですので、施設職員の皆さんには、これからも利用者がいきいきと生活できるように支援していただきたいと思います。

佐原 ▶

後見人としてやり甲斐を感じたエピソードや困ったことは？

手島 ▶

面会の際、「待ってましたよ」と言われると嬉しく、やり甲斐になります。

また、困ったことでは、単身生活されている認知症の方のケースがあります。

夜間徘徊があり、帰り道がわからなくなることが度々続き毎週警察に迎えに行きました。この方は、相談支援を受けていますが、今日は遅いので、警察に一晚泊まってはと断られ、それは可愛そうで、結局、私が迎えに行きました。迎えに行くと、その方はとても安心されます。

福祉サービスの中に隙間が出てくるのかなと感じています。そこを埋めるような形でやっていますが、そのあたりが困るところです。

理解しておいてほしいこと

佐原 ▶

成年後見人の報酬はいかがですか？

手島 ▶

報酬については、まず後見人が家庭裁判所に報酬付与の申し立てを行い、裁判所から決定が出ます。その後被後見人の財産から報酬をいただきます。金額は、裁判所の決定に従います。被後見人の財産に合わせて算出されます。

佐原 ▶

医療的な判断(医療同意)が求められる場合はどうですか？

手島 ▶

基本的に医療同意をおこないません。また、医師会の倫理綱領・理念に沿って対応していただくようお願いしています。

佐原 ▶

これから成年後見制度の活用を考えている利用者、特にご家族へのアドバイスは？

手島 ▶

家族からすれば、第三者に被後見人の財産を預けるという不安があると感じます。心配であれば、両親、兄弟、が代わりに後見人になることも可能です。しかし、親一人、子一人という場合は、信頼できる方を探す方がいいと思います。

佐原 ▶

後見人を選任することのメリットは？

手島 ▶

後見人がつく前は、福祉事業所のいいなりになっている場合もあり、民間の福祉サービス事業者では、本人のためになっていないことでも、無理やりサービスを使うなど、ニーズとずれていることもあります。そのような場合、第三者が成年後見人に就くことで改善したということもあります。後見人が代理することで、家族よりも遠慮なく本人の視点で活動できます。

佐原 ▶

本日はありがとうございました。

親族後見人の立場から



西村 武男

新型コロナ禍の影響により、帰省、外出、面会が思うようにならず、利用者だけではなく、ご家族の皆さんも大変歯がゆい思いをされている毎日のこととお察しします。また利用者が安全に生活できるように細心の注意を払ってくださっている全施設職員の皆さんに心から感謝を申し上げたいと思います。

さて社会福祉も「措置」から「契約」へと変わり20年が経過しました。その間に成年後見制度も徐々に定着し、家庭裁判所での申し立て手続きや定時報告も随分と簡略化され、私たち成年後見人の負担も軽減されてきました。私は以前にもこの誌面に書かせていただきましたが(※5ページに再掲しています)、障害のある家族の権利を守り、行使するために私自身が成年後見人となり現在に至っています。その際には、成年後見制度に精通されている田口博彦さんや高野國昭さんには大変お世話になりましたことに改めて御礼を申し上げます。

利用者が年を重ねるとともに、当然ながら私たち家族(親や兄弟)も共に年齢を重ねていきますが、高齢になると足腰の弱みや物忘れなどが顕著になってきます。まだまだ先だと思っていた「老後」が目の前に急速に迫ってきています。そのために、年齢とともに、利用者面会に行ったり、帰省させたりすることが家族としても困難になってきます。特にこの新型コロナ禍では非常に厳しい制約がかかり、高齢になるとさらに注意が不可欠です。親が成年後見人になっている場合には、これからのことを考えておくことも必要になってきます。

そのような中で、利用者が寂しい思いをしないような取り組みを考えていくことが急務です。

このような時だからこそ、各家族間と施設の連携を深めていく必要があると痛感しております。法的な責任は成年後見人に帰属しますが、実質的な生活の様子は家族が協力して監護活動を分担していくことも重要だと思います。

神戸聖隷福祉事業団の一部の施設では YouTube、Instagram、Facebookで、日常生活や行事の様子などを情報発信して下さっており、自分の家族がお世話になっている施設だけではなく、他の施設の行事の様子もよくわかり大変ありがたいです。

行動しにくい社会情勢の中ですが、それを逆手にとって、これからはAIを活用した情報交換を積極的に行えば、イベント時だけの発信ではなく、定時、定点でのカメラから、毎日利用者の様子や顔色をみることができます。親や兄弟だけでなく、他の親戚、友人もみることができるので、今まで以上に家族、利用者、施設の3者間でのコミュニケーションが充実するのではないかと考えます。各施設におかれては大変な労力が必要になりますが、英知を絞り、ぜひ対応していただきたいと切望いたします。

国の規制緩和の一環として、民間営利企業等が「福祉事業」をおこなうことが可能になり、参入のハードルが低くなってきました。そのために、社会福祉法人の理念とは異なったサービスが提供されているところも散見いたします。また大変残念なことではありますが、一部の高齢者介護施設、障害者施設においては、利用者の尊厳にかかるような事件や経理上の不祥事も報道されています。

本誌の表題でもある「洗足」はヨハネによる福音書第13章に記載されている、「イエスが弟子の足を洗う」という歴史上の事実ルーツがあります。弟子が主人の足を洗うのではありません。これは普通には考えられないことです。このような理念を鮮明にされ、「全人的支援」「地域と共に歩み、地域に生きる施設づくり」を目標とされている神戸聖隷福祉事業団に家族がお世話になっていることは大変ありがたく、また誇りでもあります。家族の一員として微力ながら福祉の充実のためにご協力させていただきたいと思います。

次ページへ →

※西村さんには、『洗足』Vol.18で『一日も早い行動を！～成年後見制度の活用～』と題して執筆をお願いし、その中で自ら成年後見人になられた経緯を語られていますので、その主旨をご紹介します。

洗足18号から、『一日も早い行動を!(西村武男)』の要旨

まず、お子様が成人して以降、行政や金融機関等の窓口で障害のある本人の意思確認を求められる機会に多く遭遇され苦勞された経験から、「将来必要となる相続等のため、成年後見人の必要性を感じ」られたようです。その上で、「他人事ではなく、自分自身の問題として早く取り組まなければ」、「身上監護は今までと変わることがないので、他の人に委ねるのではなく、私自身が元気なうちに後見人になろう」との思いから、成年後見制度の活用に至られたと述べてられています。

文章の最後では、「私たちは歳を重ねるにつれ、記憶力も衰え、心身ともに疲れを感じてきます。また、一定以上の年齢になると、成年後見人には選任されないこともあります。子供の権利を守り、安心して生活できるようにするために、自ら成年後見人になろうと考えている方は一日も早く行動されることをお奨めします。」と語られ、ご家族の立場から成年後見制度の活用を訴えられています。

結び

特集01 「全人的存在として生かされる」

成年後見制度の活用を通じて、将来へ向き合う

以上、お二人のお話を紹介いたしました。今回お二人のメッセージを読み、あらためて専門職後見人と親族後見人のそれぞれの特徴を感じていただけましたでしょうか。

まず、手島さんのお話では、家族とは違う立場で利用者の権利を守る活動されている内容に触れ、家族であれば、ついつい遠慮しがちなことでも、第三者である専門職後見人であるからこそ、ご利用者の立場でサービス提供者に対して“物申す”ことができると思いました。これが、専門職後見人の一番のメリットであると言えるのではないのでしょうか。また、福祉サービスを提供する私たちにとっても、ご利用者のニーズを踏まえたサービス提供の重要性を再確認できる有意義な内容でした。

次に西村さんのお話では、親族後見人をされている立場からコロナ禍の新たな不安とともに、新たな技術を活用した明るい未来の提示がありました。また、コロナ禍での「利用者が寂しい思いをしないような取り組み」や、「各家族間と施設の連携を深めることの重要性」などのご指摘は私たちにとってたいへん示唆に富んだ内容でした。社会福祉事業を担う者として、利用者及び家族の不安な気持ちに寄り添いながら、引き続き支援をしていかなければならないとの思いを強く持ちました。

また、家族として「他人に委ねるのではなく」という思いを持ち、親族後見人をされているのも印象に残りました。実際、私たちは成年後見制度の利用の必要性を感じながらも、家族からは「元気なうちは、できる限り自分で面倒をみたい」との声を耳にすることが多くあります。その思いは家族としては当然であり、利用者の将来への不安を抱えながらも、家族の役割を果たそうとされる姿勢には頭が下がる思いです。西村さんのお話に触れ、あらためて家族の方々の“他人ではなく、自分たちが支えたい”との思いを大切にしないといけないと気づかされました。これから成年後見制度の利用をご家族におすすめる際は、専門職後見人だけではなく親族後見人も含めた多様な後見人のあり方をご提案したいと思えます。

最後になりますが、当法人では、ここ10数年の学びと取り組みの結果、155名(2019年度末時点)の利用者が成年後見制度利用に結びつきました。今後もこれまでの取り組みを着実に継続し、法人として、この制度の活用と普及が進むように、引き続き研鑽していきます。これからも、私たちの活動にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【用語説明】 ※文中に出てくる用語の簡単な説明です。

成年後見制度: 認知症や知的障害、精神障害などにより、判断する力が十分でなくなり、契約や財産の管理が難しい方のために、ご本人の財産や権利を守る制度です。また、家庭裁判所が、ご本人の代わりに契約や金銭管理に関する判断を行う人(代理人)を選ぶことになります。なお、ご本人の判断能力に応じて、後見、保佐、補助と三類型あり、それぞれの代理人を(成年)後見人、保佐人、補助人と言います。

被後見人: 成年後見人によって保護される方を言います。判断能力に応じて、被保佐人、被補助人があります。

専門職後見人: 司法書士・弁護士・社会福祉士などの専門家による成年後見人のことを言います。

親族後見人: ご親族による成年後見人のことを言います。ただし、ご本人に高額な財産がある場合、ご本人と疎遠な場合などは、ご親族が後見人として選任されないことがあります。また、親族後見の場合でも、家庭裁判所の判断で、成年後見監督人(後見人が行う事務を監督するために、家庭裁判所によって選任された人)がつけられる場合があります。

医療同意: 医療行為(手術や身体への物理的侵襲を伴う行為など)に関する同意のことを指します。医療行為の同意をするのは、原則として医療行為を受けるご本人になるので、後見人は医療同意を代理することはできないと言われていました。



『苦海浄土』と「麒麟がくる」

「そんなころの水俣の、百閒ちゅうとこは、・・・港のなんのじゃなか、もうさびしか、ふつうの浦じゃった。・・・今の排水口はそんなころ、こまんか水門じゃった」・・・気づかれたと思いますが、水俣病患者を描いた石牟礼道子さん『苦海浄土』（くがいじょうど）の一節です。

但馬・竹田でのほほんと育った高校生が1972（昭和47）年、何も知らずに大阪に進学するなり衝撃を受けたのが「公害問題」。特にチッソ水俣工場の排水に含まれる水銀による水俣病でした。私が生まれた1953（昭和28）年に第1号の認定患者が発症して、当時、水俣の漁村では多数の猫が鼻先できりきり舞いをして海に飛び込んで死ぬ光景が多発。患者も中枢神経疾患で感覚障害、運動失調、視力障害、言語障害、平衡機能障害、強い振戦など多様な症状となり、ひどいときにはベッドに拘束した紐が切れるほど苦しみあばれ狂躁状態になって死亡するのです。

さかのぼると、1932（昭和7）年からチッソ水俣工場はアセトアルデヒドの生産過程で有機水銀を含む廃液を水俣湾百閒港へ無処理放流していて、戦時中の1942（昭和16）年にはすでに、のちに水俣病と疑われる最も早い症例が発生しています。そして、認定された第1号患者の発症から20年後の1973（昭和48）年3月に熊本地裁で原告勝訴の判決が出、同年7月補償協定が締結していわゆる水俣病闘争は終結しました。第1次オイルショックの年です。

潔癖な現代人から「NG」と言われるかもしれませんが、農業の話をしませう。第2次大戦後の農地改革で自作農化するという「敗戦の恩恵」にあずかれた我が家のような零細な農家には戦後の食糧増産計画に応えるためにも、根源的で強い増産意欲がありました。そこでは圧倒的に省力化が実現できる除草剤・防虫薬が手の出せる値段で入手できることはたいへんにありがたいことでした。また、収量を高めようと努力する農家の後押しをしたのも、いわゆる「窒素・リン酸・カリ」と言われる生育促進支援系の化学肥料です。

そんな農家の倅でも、大阪万博のころに除虫・除草農薬の農作物への残留性が問題になり始めたことを承知しておりましたが、実家を離れていきなり広がった社会への視覚に入ってきた不知火のこの公害に驚きました。人の営みの歴史の過ちの一つでさえ背負えるものではありません。ただそれにしても私は無知で、そのことを恥づかしく感じました。そしてまた公害に限らず、いろいろな救済のための活動が「闘争」になりむずかしくなること、そうした難しさが日本人的なものであることも学んだ気がします。実に日本の社会というものは、戦後だけでも、多くの未解明事故、疑獄事件、数多の冤罪事件や労働争議と、相当の陰湿さの上に成り立っていることに暗澹としました。・・・しかしその後、時代は「2回転」したといわれます。

チッソのホームページをご覧くださいと、特措法により本業は新会社に移し、チッソはいまだ被害者への補償業務を継続しています。この会社は補償業務のための会社なのです。水俣病認定基準をめぐる訴訟は次々と起こされ、裁判所の救済判決とそれに抗弁する国等の控訴が続きました。国等の行政責任を国が認める特別措置法が成立したのは2009（平成21）年でした。そして、国際的な水銀対策について定めた「水俣条約」が2017（平成29）年にEUを含む92か国の署名で発効しましたが、その間も患者さんの人生はあり続けており、それは、同時代を生きている者が正しくあるための謙虚さをいざなっています。

さて、大河ドラマ「麒麟がくる」が終わりました。感動しました。安部龍太郎さんの新刊『家康』を読みました。桶狭間、三方ヶ原、長篠合戦、小牧・長久手の戦いなどを主人公は生き抜く傍ら、人格は乱世の兵には与えられず数でしか表現されません。いまの世も原発で避難している37,000に及ぶ福島の人たち、コロナで一度も大学に通えていない多くの学生たち。麒麟がくることを願って私もせめて、石牟礼さんの水俣病患者さんの心への寄り添いに学びたいと思います。

社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団
常務理事 吉田 和夫

神戸聖隷にご寄付をいただきました。

(敬称略・順不同)

皆様のご支援に
感謝申し上げます。

11月

北須磨地自治会会長 勝太郎
西内 聖子
州河 幸子
奥田 幸子
南田 幸子
田路 幸子
谷池 幸子
永島 幸子
長治郎

12月

兵庫県社会福祉法人経営者協議会
谷村 誠
小西 裕彦
秋山 裕貴
坂下 幸枝
難波 公利
藤本 辰枝
恒田 康子
渡辺 美千子
栗原 裕子
藤井 裕子
井上 裕子
日本基督教団 哲 幸子
須磨 礼教 会 朗秀子

1月

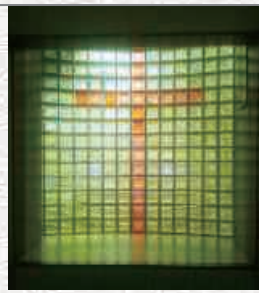
日本基督教団 義悦 正雄
御影 彦会
田中 寛明
鈴木 英子
友藤 圭子
石原 正己
米田 成己
杉本 君恵
植田 千代子
平川 千代子
前川 剛志
伊藤 礼志
森山 剛志
日本基督教団 須磨 礼教 会 朗秀子

2月

金安 原 達義
篠原 悦義
御影 彦会
日本基督教団 義悦 正雄

ご利用者(障害(児)者・高齢者)の一層のサービス向上に資するため、法人は皆様のご寄付をお願い申し上げます。同封の振替用紙をご利用ください。

ご寄付のお願い



神戸愛生伝道所(礼拝堂)正面

牧師 Message

問いの中にとどまる ～ Dignity of risk をめぐって ～

日本基督教団 神戸愛生伝道所 竹内 富久恵

Dignity of risk(リスクを負う尊厳)をRobert Perskeが『The dignity of risk and the mentally retarded』で示したのは1972年。「mentally retarded」は当時の言い方で、日本語にすれば「知的障害者」ですが、Perskeは「私たちはリスクを冒し、横ばいになり、苦しみ、立ち直り、そして再試行しました。成功することもあれば、失敗することもありました。それでも、私たちは試す機会を与えられました。特別なニーズを持つ人もこれらのチャンスが必要です。」「今、私たちはこれらの人々が権利として持っている適切な量のリスクを見つけるのを助けるため等しく一生懸命動かなければなりません」と説明しています。

精神科医の斎藤環が書いていた記事(2020年8月1日 毎日新聞)に、「リスクを負う尊厳」についてこのように言及されました。【「これをすれば巡り巡って人が死ぬかもしれない」「人を傷つけるかもしれない」という行動を、私たちは日常的にとっている】その一方で、【当事者が何かしたいと思っても「それは危ないからやめましょう」「それをやってしまうとあなたたちが死ぬかもしれないからやめなさい」と止める。その行動が実は、障害者の権利を損なっているという】【「福祉の考え方だ」と。そして【むしろ、リスクを負う尊厳を大切に社会の有り様を、感染防止対策と並行して考えていく必要がある。声高には主張しにくい、それが無いと痩せた文化、痩せた社会になってしまいそうな懸念が大いにある】とも述べられていました。

この1年、少なくとも私の周辺で最優先事項であったのは「利用者さんの命を守る」ということであったと思います。私自身そういう思いを強く持ってきました。同時にどれだけ利用者お一人お一人の「リスクを負う尊厳」との狭間で葛藤しなかったかについ

て、このところ考えさせられています。しかもPerskeや齋藤が述べるように、私も含めて「かかわる者たち」は日常的にリスクと隣り合わせの生活を送るといふ権利をより多く持ち、制限された生活をしてはいますが既にリスクをできるだけ避けようとする「選択」が可能など生きています。そのような構造的な権力関係も、この「非常時」下で一層不問にしてきてしまったのではないかと、そして「尊厳」を意識せず実は踏みこたえてきたのではないかと、と。QOLに寄与できるのではと「頑張ってきた」ことをあげて、自分を正当化したいという思いも正直どこかに覚えながら、いやそうではないのだ、と受けとめていくのはなかなか苦しいことで、自分の未熟さや不十分さを思い知らされているところです。

今、教会の暦では、受難節からイースターへと向かう時期を過ごしていますが、イエスの「わたしの後に従いたい者は、自分を捨て、自分の十字架を背負って、わたしに従いなさい。」(マルコ8:34)という言葉は、担いたくないもの、あるいは苦しい問い・更に掘り下げた問いの中に留まることを促すものとして響いてきます。「リスクを負う尊厳」をめぐる問いは、新しい問いではありません。このコロナの状況下で、以前よりも一層「仕方ない」ことのようにして通り過ぎてきたのではないかと改めて問われているだけ、といえそうなのです。しかしだからこそ、「これから」をのぞみ、問いの中にその苦しさちゃんと留まることを促す語りかけを受けていくことが大事なのだ、と思わされます。十字架の向こうにおられる復活のいのちの主の姿を抱きながら、この日々を生かされ生きていけますよう祈りつつ。